

広島県告示第千三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年十二月十二日までの間、縦覧に供する。

令和六年十一月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原本郷線

三 道路の区域

区 間		新旧 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三原市沼田町一八六五番一地从先から 三原市小坂町字北迫一〇八二七番一地从先まで	新	一〇・二〇〇 二二・八〇〇	七〇・〇〇	拡幅	
	旧	八・四〇〇 四・六〇〇	七〇・〇〇		
三原市小坂町字北迫一〇八二七番一地从先から 三原市小坂町字北迫一〇八二七番一地从先まで	新	一五・五〇〇 三四・〇〇〇	七〇・〇〇	ルート変更 不用物件延 長七三・〇 〇メートル	
	旧	五・四〇〇 九・〇〇〇	一九三・六〇		
三原市小坂町字北迫一〇八二七番一地从先から 三原市小坂町字北迫一〇八二九番四地从先まで	新	一〇・五〇〇 四五・二〇〇	一九一・五〇	拡幅	
	旧	五・四〇〇 九・〇〇〇	一九三・六〇		